

令和 4年 第5回臨時会

# 西川町議会会議録

令和4年11月11日 開会

令和4年11月11日 閉会

西川町議会

## 令和4年西川町議会第5回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長あいさつ	4
○議案の上程	4
○提案理由の説明	4
○議案の審議・採決	6
○閉議・閉会の宣告	19
○署名議員	21

## 令和4年西川町議会第5回臨時会

### 議事日程(第1号)

令和4年11月11日(金) 午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

議第 53号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第5号)

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

議第 53号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第5号)

出席議員（10名）

1番	後藤一夫議員	2番	荒木俊夫議員
3番	佐藤仁議員	4番	佐藤光康議員
5番	菅野邦比克議員	6番	大泉奈美議員
7番	佐藤耕二議員	8番	佐藤幸吉議員
9番	伊藤哲治議員	10番	古澤俊一議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	教育長	前田雅孝君
総務課長	佐藤俊彦君	政策推進課長	荒木真也君
会計管理者 兼 出納室長	土田伸君	健康福祉課長	佐藤尚史君
町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤信彦君	商工観光課長	土田浩行君
農委事務局長		病院事務長	飯野勇君
建設水道課長	眞壁正弘君	生涯学習課長	奥山純二君
学校教育課長	安達晴美君		
監査委員	高橋將君		

事務局職員出席者

議会事務局長	松田一弘君	議事係長	鬼越晃一君
書記	柴田歆那君		

〔開会時刻 午前 9時30分〕

○古澤議長 おはようございます。

---

#### ◎開会の宣告

○古澤議長 ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年西川町議会第5回臨時会を開会します。

---

#### ◎開議の宣告

○古澤議長 ただちに、本日の会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、4番 佐藤光康議員、  
5番 菅野邦比克議員を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたい  
と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

---

### ◎町長のあいさつ

○古澤議長 日程第3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 おはようございます。

本日、令和4年第5回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、ありがとうございます。

コロナ禍における物価高騰対策経費など、急ぎ予算措置の必要性が生じてまいりましたので、本日臨時会を招集いたしましたところでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、臨時会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○古澤議長 以上で町長あいさつは終わりました。

---

### ◎議案の上程

○古澤議長 日程第4、議案の上程を行います。

議第53号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第5号）。

以上、1議案を上程します。

---

### ◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第5、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

議第53号につきましては、令和4年度西川町一般会計補正予算（第5号）でございます。規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,721万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を、歳入歳出それぞれ 62 億 3,472 万 7,000 円といたすものでございます。

補正の内容は、コロナ禍における物価高騰対策および急を要する事務作業の経費にかかる補正でございます。

歳出から申し上げます。

はじめに、コロナ禍における物価高騰対策の経費にかかる補正について申し上げます。

第 7 款 商工費につきましては、65 歳以上の高齢者の方を対象にした「物価高騰対策支援商品券」発行事業費 3,537 万 7,000 円および移動販売事業者支援給付金 150 万円を追加し、合せて 3,687 万 7,000 円を追加するものでございます。

次に、急を要する事務事業の経費にかかる補正について申し上げます。

第 2 款 総務費につきましては、自発的にまちの新たな課題、やりたいことの実現に取り組む団体活動を支援するために、まちづくり団体活動補助金 169 万 8,000 円を追加し、企業版ふるさと納税寄附金の各事業への充当振り替えに伴い基金積立金 1,580 万円を減額し、1,410 万 2,000 円を減額するものでございます。

第 6 款 農林水産業費につきましては、町産特産品 P R にかかる広告料 707 万 2,000 円を追加するものでございます。

第 7 款 商工費につきましては、月山志津温泉地内の廃屋の解体経費のうち、観光庁の高付加価値化事業として採択された補助金額を除く、廃屋所有者が支払う実費について、企業版ふるさと納税の寄附者の方から実費相当額への寄付金の活用充当の申し出があったため、廃屋撤去補助金 690 万 6,000 円などを追加し、736 万 3,000 円を追加するものでございます。

第 8 款 土木費につきましては、みどり団地内に現在建築中の町営アパート入居募集チラシなどの印刷費を委託料から組み替えするものでございます。

歳入につきましては、第 14 款 国庫支出金 3,106 万 6,000 円、第 18 款 繰入金 150 万円をそれぞれ追加し、それでもなお不足する額については、第 10 款 地方交付税 464 万 4,000 円を充てるものでございます。

以上説明申し上げましたが、詳細については、再度ご質問いただければ説明させていただきますし、担当課長からもご説明いただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第6、議案の審議・採決を行います。

議第53号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第5号）、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

○佐藤総務課長 おはようございます。

議第53号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,721万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ62億3,472万7,000円といたすものであります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策の経費並びに急を要する事務事業の経費にかかる補正であります。

はじめに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の8ページ、3歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から、目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。

主に補正内容の説明の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

8ページの第2款、第1項、第5目 企画費につきましては、自発的に町の新たな課題に取り組む団体活動を支援するための、まちづくり団体活動補助金169万8,000円を追加し、企業版ふるさと納税寄附金、寄附充当振り替えに伴い、基金積立金1,580万円を減額するものであります。

特定財源につきましては、まちづくり団体活動補助金にかかるふるさとづくり基金繰入金250万円、文書電子決済システム整備事業費に係る企業版ふるさと納税寄附金60万円をそれぞれ追加し、企業版ふるさと納税寄附金1,580万円を減額、特定財源のその他として、差引き1,270万円を減額するものであります。

第 6 款、第 1 項、第 4 目 農業振興費につきましては、一次産業から三次産業までが連携する総合産業推進し、町民の皆さんの雇用の確保や所得の向上を図るため、町産特産品にかかる広告料 707 万 2,000 円を追加するものであります。

第 7 款、第 1 項、第 2 目 商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍と電力、ガス、食料品等、価格高騰が相まって負担が増加していることや、10 月中旬から下旬にかけて、町職員は手分けしながら、65 歳以上の高齢者の一人暮らし又は高齢者のみ世帯の皆さんのご家庭を訪問し、生活状況をお聞きした結果を踏まえ、65 歳以上の高齢者 2,250 人の方を対象に、物価高騰対策支援商品券を発行し、また町内移動販売事業者、3 業者の方を対象に、原油高騰対策支援給付金を給付するために、商品券発行に伴う事務用消耗品費 3 万円、商品券・チラシ・店舗用ポスター等の印刷製本費 51 万 7,000 円、商品券ゆうパック郵便料 100 万 3,000 円、ゆうパックラベル印刷及び封筒への貼り付け手数料 7 万 7,000 円をそれぞれ追加し、テレワーク環境整備備品購入費は町内を訪れてくださる皆さまが町内滞在中に利用できるテレワーク環境整備を図るために、ポケットWi-Fi 購入費 23 万 3,000 円を追加し、次のページをご覧くださいまして、商品券交付金 3,375 万円、移動販売事業者支援給付金 150 万円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、移動販売事業者支援給付金に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格物価高騰対応分 79 万 6,000 円、商品券発行に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 3,027 万円をそれぞれ追加し、国県支出金として、合計 3,106 万 6,000 円を追加するものであります。

第 3 目 観光費につきましては、屋外で行う活動の総合メーカーである事業所の方との連携に向けた事業視察の実施に伴い、町職員の普通旅費 18 万 4,000 円、視察移動の際のレンタカー賃借料 3 万 7,000 円をそれぞれ追加し、先ほど提案理由で町長がご説明を申し上げましたとおり、観光地の景観を損ねている月山志津温泉街の空き宿泊施設の撤去について、観光庁の高付加価値化廃屋撤去補助金事業に採択されたことに伴い、企業版ふるさと納税寄附金を寄付された方の、月山志津温泉の観光地としての更なる振興のために、当該施設を所有管理されている方へ撤去費用から国庫補助金を差し引いた費用、いわゆる所有管理者の方が負担すべき費用にあてるための補助金として、町から交付してほしいとの

強いご意向を尊重し、高付加価値化廃屋撤去補助金 690 万 9,000 円を追加するものであります。

特定財源につきましては、デジタル観光コンテンツ整備事業費に充当しております、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,100 万円を企業版ふるさと納税寄附金の充当に振り替えることに伴い、国県支出金 1,100 万円を減額し、新たにデジタル観光コンテンツ整備事業に係る企業版ふるさと納税寄附金 729 万 1,000 円、さらに高付加価値化廃屋撤去補助金に係る企業版ふるさと納税寄附金 690 万 9,000 円をそれぞれ追加し、特定財源のその他として、合計 1,420 万円を追加するものであります。

第 8 款、第 3 項、第 2 目 住宅建設費につきましては、町営住宅入居者の募集並びに町有地の未利用・未活用地の売却を進めていくためのチラシ・パンフレットを作成するために、みどり団地入居募集及び居住情報 P R 動画制作業務委託料 14 万円を印刷製本費へ組み替えるものであります。なお、特定財源の欄に差引きゼロとなるために記載いたしておりませんが、町営住宅整備事業費に充当しておりますふるさとづくり基金繰入金 100 万円を企業版ふるさと納税寄附金 100 万円の充当に振り替えるものであります。

以上が歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が 3,687 万 7,000 円、急を要する事務事業に要する経費が 33 万 3,000 円の追加であります。

次に歳入について、ご説明を申し上げます。6 ページ、2、歳入をご覧ください。歳入につきましては、ただ今歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事務事業の実施に伴い、第 14 款 国庫支出金 3,106 万 6,000 円、第 18 款 繰入金 150 万円をそれぞれ追加し、それでもなお不足する額については、第 10 款 地方交付税 464 万 4,000 円を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、荒木俊夫議員。

○2 番(荒木俊夫議員) 4 点ほどちょっとお聞きしたいと思っておりますけども、1 点目については、6 款、1 項、4 目 広告料についてはご説明ありました特産品ということで総合産業に期するということですが、具体的にですね、商品名等ございましたら教えていただきたい。

あと広告の方法ですね、教えていただきたいと思います。

2点目についてですけれども、7款、1項、2目 物価高騰対策支援、商品券の交付金でありますけれども、3,375万円であります、これについて先ほど65歳以上ということでありましたけれども、具体的にいつから交付して、商品券の使える範囲ですね、町内だけなのか、期間はいつ頃までなのか、もしお分かりでしたら教えていただきたい。

あと同じく移動販売事業者の支援ということで、確かにガソリン等高くなっております。この対象となる業者さんってどの程度あるのか、教えていただきたい。

あと7款、1項、3目であります。高付加価値化廃屋撤去補助金、多分志津にある廃業なされた旅館のことかな、というふうに思いますけれども、非常に景観的には悪いということで、今回撤去なさるということで、それですね、志津については志津会館といえますか、公衆トイレと言いますか、今ない状態でありまして、ここの跡地利用についてもですね、この中でお話し合い等があったのかどうか、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただ今の荒木議員のご質問にお答えいたします。

6款の広告料についてでありますけれども、広告料につきましては、町の特産品の広告というふうなことであります。これからですと米類もございますので、あとは新たな商品ということで町のものもありますので、米を中心にしまして、PRを図っていきたいと思います。具体的にはオンラインを使ったPR、あとはメールマガジンなどを使って広告したいと思っております。

さらに物価高騰対策の関係であります、いつから交付するのか、というふうなことでありますが、議会をとおりましたら速やかに準備を始めまして、交付したいと思っておりますので、今月、11月中には、下旬にはなりますけれども、住民の方に届けたいと思っております。65歳以上の方に届けたいと思っております。対象店舗につきましては、協賛を募っておりますので、申し出たところについて対応していきたいと思っておりますので、今のところ広く使えるようにしたいと思っております。

移動販売の事業者、対象者というふうなことでありますが、町内3社ございますので、そちらのほうになります。あと、高付加価値化廃屋撤去ということでもありますけれども、こ

ちらにつきましては、土地の利用というふうなことでありますが、そちらのほうについては、今のところは協議中というふうなことになっています。以上です。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） はい、ありがとうございます。

今の広告料の関係でいくと、お米ということですが、西川産米ということで西川の米を西川産米という米でやっていくのかですね。米を、例えば米そのものではなくて、加工なさって出すのかどうかですね。米月山の商品なのかどうかちょっと分かりません。その辺教えていただきたい、ということと、あと物価高騰対策についてですね、65歳以上、1人当たり金額いくらなのか。やっぱり商品券は町内の商品券なのかどうか、ちょっとお聞きしたかったんですけども、これをお聞きしたいと思います。

あとですね、廃墟、撤去の関係ですね。場所的には、あそこは廃業なされた旅館、景観、先ほど言ったように非常に悪くなっております。先ほど言ったように、あそこには公衆トイレとかですね、そういったものの課題があるわけです。その課題を解決できるのかどうか。そういうところに向かっているのかどうか、私ちょっとお聞きしたかったんです。

つまり、単なる景観だけではなくて、もう一歩進んで検討なさってお決めになったのかどうかというところですね。そこをできれば、なかなか志津地区場所いい所ないものですから、そういった面においてご検討なさっているのかどうか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 お米、先ほど申し上げさせていただきました。今新米の時期ですので、このお米を西川産米ということで、の米で売っていきたいと思っております。

あと商品券ですが、一人当たり1万5,000円を考えております。

それから高付加価値化の廃屋撤去の跡地でありますけども、志津地区のほうとは話させていただいているところがございますけれども、ちょっとまだ進展がないというようなところでございます。

以上です。

○古澤議長 2点目、町内の商品券関係の。

○土田商工観光課長 商品券につきましては、町内のみのものになっております。

以上です。

○古澤議長 はい、2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） はい、ありがとうございます。

米はね、かなりいろんな地区もあります。ここはね、西川町産ということであれば、西川産の生産者に還元できるように、西川町産として売っていただければ、生産者に還元できるようなシステムがあればいいなと思いますので、その辺は良く検討をお願いしたいなと思います。生産者にですね。

あとですね、この志津の廃墟の土地の問題でありますけれども、町として一歩進んで撤去するというふうに決断なさっていくわけですから、ぜひ志津地区のお考えもあるでしょうけども、町として必要な公衆トイレ、つまり観光地をもつ町として必要な場所だと、トイレだと、案内所だということを、やはり考えていただいて、リーダーシップを取っていただいて進めていただければ、というふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 答弁ありますか。

はい、他ございませんか。

5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 私のほうから2点ほど質問させていただきます。

1つはまちづくり団体補助金169万8,000円とありますが、これどういう団体でどれぐらいの団体があるのか、参考にお聞きしたいと思います。

それから商工費の、今65歳以上の方に対して、ということありましたんですけど、これ限定で65歳以上一人暮らしということなんでしょうけど、ひとり親家庭っていうのも若い方でいらっしゃいますので、そういう方は対象にならないと思うのですが、こちらのほうも非常に生活が大変だ、ということありますので、その辺については如何な取り組みなされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は、荒木政策推進長。

○荒木政策推進課長 ただ今の第1点目、お答えいたします。

まちづくり団体補助については、町内ですね、地域の枠を超えた、3名以上の団体、有志の方ですね、自分たちがこういうことをしたいな、こういうこと悩んでいるもの・事業に対して課題解決でありますとか、自分たちがこういう事業をしたいという方に対して、町が25万円を団体補助するものです。

申請上がってきている団体数、12団体でございます。申請額が補正予算にあります既決

予算と合わせまして 269 万 8,000 円の申請額を頂いているところであります。

以上です。

○古澤議長 答弁は、菅野町長。

○菅野町長 ひとり親世帯について、ご質問あったかと思えます。

こちらのほうは、別途国の補助金で手当てしてありますので、今回は高齢者に絞らせていただきます。

○古澤議長 他、ございませんか。

7 番、佐藤耕二議員。

○7 番（佐藤耕二議員） ただ今のまちづくり団体活動補助金なんですけれども、今回の臨時議会に上程されているわけですが、これ団体には交付決定がもう来ている団体もだいぶあるというふうな話も聞いておりますけれども、そのような手続きをされているのかどうか、1 点お聞きしたいと思います。

それからもう 1 点ですけれども、物価高騰対策支援商品券の交付金ですね、これも 11 月 9 日段階で、もう業者の方に、事業者の方に募集要項がきているんですよ。事業者の方は 11 月 14 日 月曜日 正午まで登録をお願いするというようなことがきているわけです。ただこの中には、11 月 11 日開催の町臨時会の議決を得て実施するものです、とは書いてありますけれども、要するに議会でこの臨時会を行う前に、いろんなそういう手配をしているということじゃないかと思うんですけれども、その辺の詳細をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は、荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 第 1 点目のご質問にお答えいたします。

都度 12 件の申請をいただいております。既決予算 100 万円ございましたので、その団体さんですね、すぐしたい、というような時期の問題もございまして、12 団体、その実施時期を勘案しまして、その団体さんのニーズに応じてですね、交付決定をして、既に 5 団体のほうには交付決定させて、事業実施していただいているところであります。今回の補正でご可決いただきましたら、残り 7 団体について、速やかに交付決定をして、それぞれの団体でご活動いただけるようにしたい、というように考えております。

以上です。

○古澤議長 もう 1 点は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 物価高騰対策のものでありますけども、こちらにつきましては 11 月 9 日、業者さん、協賛店を募るというふうなことで、どのぐらい協賛店あるかというのを、事前に調べておく必要があります。広く物が適応なるものでありますから、例えば灯油とかも使えるようにいたします。そうした場合に、もう寒い時期にきているということで、早めに手当を充てるということで、議決をいただいてから、というふうなことも記載させていただきながら対応させていただいたところでございます。

○古澤議長 7 番、佐藤耕二議員。

○7 番（佐藤耕二議員） まちづくり関係では、12 件の申請があるということで 100 万円が、既決予算があるというお話でした。そんな中で 5 団体を決定して、交付済みなんですよ、これ。ということだと思います。残り 7 団体ということは、25 万円ですから、予算金額、ちょっと、私、何も計算していないので分からないんですけども、169 万ですよ。7 団体でだいたい、あうのか、25 万とすれば、それに近い金額になるかと思しますので。要するに今回の補助金は、7 団体分ということで、新たに募集するわけじゃなくて、もう既に決定している団体に対して交付するというような考えでよろしいわけですよ。再度確認したいというように思います。

それからですね、先ほどの物価高騰の件なんですけども、物価高騰、これも急ぎで、どれほどいるのか、ということでしょうけども、11 月 14 日、月曜日の正午までの登録をお願いしたい、ということですね。これ 11 月 9 日付けの発行なっているんですよ、この書類が。そうしますと、ほとんどが 10 日に届いて、10 日ということはすなわち昨日ですよ。で中一日。まあ土日入りますけども。

先ほどの話ですけども、これいつからじゃあ、この事業は、この事業っていうか、これ 1 万 5,000 円の商品券ですので、そんなに急ぐ必要あったんでしょうかね。この議会が終わってからの募集でも十分間に合うんじゃないかなと私思ったんですけども。

この 2 つに関しては反対しているわけじゃなくて、非常にいいことだと思いますけれども、ちょっと詳細がはっきりしないので、お聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 1 点目は、荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただ今の第 1 点のご質問にお答えいたします。

既に決定している 5 団体の事業につきましては、1 件あたり 10 万円以下の交付申請をいただいている案件が 2 つございました。交付決定済み額が、94 万 8,000 円でございます。

そして、今回事業費全体で 269 万円でございますので、残り 175 万円分、こちらをですね、今回の補正予算 169 万 8,000 円を増額させていただいて、不足分を合わせまして、残りの 7 団体分 175 万円を交付決定させていただいた後に、事業実施していただくというような予定をたてているところでございます。よろしくお願いいたします。

○古澤議長 2 点目は、菅野町長。

○菅野町長 物価高騰対策の商品券について、ご質問がありましたので、お答えします。

まず業者とのやり取りに関しては、日頃から商工会を通じて、前回の商品券、昨年度ですね、の商品券の反省から、早めに議論をする、対話をするを担当課のほうには指示しております。ですので、この文書はあらかじめ、商品券に関しては何らかのお話し合いが前程となって、この後の書類です。

急ぐ必要あるか、というと、昨年の商品券、2 カ月ぐらゐの利用期間でした。それでも使い切れなかった補助金というのはだいたい 2 割ほどに達します。これは、町のほうに 20 件弱の苦情がきております。期間が短い、2 カ月で短いということです。ですので、この物価高騰費は 3 月末までにしっかり清算して国に報告しなくてはいけない補助金になります。使い切らなくてはならない補助金になりますので、利用期間を 2 カ月以上設けるために、こういった早めの対応をしているところでございます。

○古澤議長 7 番、佐藤耕二議員。

○7 番（佐藤耕二議員） そうしますと、まちづくりのほうの団体給付金は、これは申請を受けて、そしてその後に町議会の承認を得ているということになりますよね。

それから物価高騰の、この商品券に関しましても、確かに町長おっしゃることは分かるんです。確かに今、こういうふうな世の中ですから早くしなくちゃいけない、という事情も分かります。ただ議会の議決を得る前にやらなくちゃいけない、と、今日 11 日です。14 日まで事業者を募集している。急ぎなのは分かりますけど、本当にそうなのかな、と。ちょっと疑問をもつことがありますよね。1 日、2 日、どうやって待てなかったのかな、と。

やはり最終的には議決を得て、決定してから、それから事業者の募集をやって、そして商品券を発行していく。それが筋なのではないでしょうか。その辺、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は、菅野町長。

○菅野町長 事業策定のプロセスから言うとですね、勝手に役場で考えて、事業をつくって、

これでいいですか、どうですか、っていう議論は実効性がないと思っています。使ってもらえるか、実際に人が使っていただける協賛店舗があるか、と。それを早めに話しています、と。ただ議会の承認は得ていないので、それが前提です、と。これ別に対話を進めるにあたって役場だけで考えるわけにはいかないなので、広く、どれぐらいの商店が集まるのか、町民の方がアンケートを取らせていただいて、広く活用したい、というふうにおっしゃっていたわけです。町民の意見として、町民の意見としては、本当に多くの団体を使えるようにしてほしい、ということが総意でした。それを事前に集まるかどうか、という調査をしている、ということでございますので、2日、3日、待てないかって、1日、2日、待てないかという議論とこれとは違うのかな、と思っています。

○古澤議長 他、ございませんか。

9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 2点ほどお尋ねをします。

1つは6款の農業振興費で広告料というのがございますけれども、先ほどから説明あったように、米を中心に広告を出して行く、と。で、ネット等で宣伝をしていく、という話ですが、従来の広告ですね、あのふるさと納税等の景品について、こういう物があるという中には、米は今までも入っているわけでございまして、新たに今回の広告の中で新製品としてこういう物も追加をしましたよ、という物があるのかどうか、ですね。それとも従来と同じ内容で、ただそれを広告として出していくのか、その辺どうなっているのか、お尋ねをします。

それから7款の商工費の中で、志津の廃屋撤去に伴って、高付加価値化廃屋撤去補助金690万ということがありますけれども、先ほど説明あったように、補助金で足りない分に関しては、企業版ふるさと納税をなさってくださった方の申し出により、それを充当して、土地を所有している方からは取らない、という話ですけれども、普通民間の土地に対してそういうかたちで廃屋撤去をするときに、国の補助金とそれから企業版ふるさと納税で補助金を出すよって言ったその企業に関しては、どういう理由でですね、その志津の廃屋を撤去することに関して、これを使って下さい、というふうになったのか、その辺の経緯についてお尋ねをしたい、というふうに思います。

以上2点です。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長、1点目。

○土田商工観光課長 伊藤議員の1点目のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税に米が入っているということで、同じようなやり方なのか、というふうなことでございますけれども、ふるさと納税のほうにも、このPRを使ってですね、広告料を使って、ふるさと納税のほうの寄付金も上がるようにしたいと思ってございます。ですので、今までの、その、ふるさと納税、ただポータルサイトで見られるだけではなくて、より目に付きやすいように、RPP広告っていうんですけども、上に、検索したときに載るような格好で、皆さんから目に付くようなところに載るようにする、というふうなところでもあります。

あとはメールマガジンですので、ふるさと納税、今までしていただいた方のアドレスのほうにこういう町のもの、米だけではないんですけども、こういったものもありますよ、お酒、地ビール、地ワインもありますので、そちらのほうも年末に向けてこういうものもありますよ、というふうなことを送るというふうなところも考えてございます。

あとはこちらのほうの返礼品ありますけども、その中にも広告を入れたりですね、対応を取っていききたい、進めていく、というところがございます。

あと、町の特産品でありますけども、放送会社のほうからもテレビの話をいただいておりまして、そちらのほうに町の特産品、メインはふるさと納税に載っている物、ポータルサイトに載っている物になりますけども、そちらを活用して、番組を作りたい、という話もいただいております。そして更には、その放送だけではなくて、リアル店舗のほうでも販売をしていきたい、というお話もいただいておりますので、そちらに向けた費用も入ってございますので、今までとは1つ上の段階にきた、PRというふうなことになります。

私からは以上です。

○古澤議長 2点目は、菅野町長。

○菅野町長 2点目の企業版ふるさと納税を、この廃屋撤去にあてていただきたい、という申しに至った経緯について、申し上げます。

まず、そもそもはですね、AIデジタル観光のほうを町がプレスリリースをしました、と。そうしたところ、地方初の取り組みだということで、大手の旅行会社さんや他の民間企業さんから西川町と何かやりたい、と。ぜひ教育旅行などでこのAI観光を活かして西川町に呼び込む商品づくりをしていきたい、というふうにいただきました。視察をいただいたところ、志津温泉の廃屋がある限り、旅行商品は作れないということでございました。

ただ、そんな中で町のほうでも競争、受かるか受からないか分からない補助金、高付加価値化事業を町と温泉街の方と一緒に、観光協会も合わせてですね、申し込んでそれが取れました、と。

ここまで来て、あとは、そこまで来る段階で、そこまでのコーディネートする段階で、大手旅行会社からは、もしこれが取れたら企業版ふるさと納税などで寄附したい、と。これを壊すためだったら、私らも頑張る、というふうに言っていただきました。彼らにとっても、税制優遇を受けられる制度ということで、企業版ふるさと納税、ただこちらを、ふるさと納税を寄附するので、確実にこの廃屋撤去には充ててほしい、という意志をもって、このお金をいただきました。寄附金をいただきました。

以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 1点目の広告料に関しては、新たな物というの、商品、品物ですね、そういうものっていうのは何があるのか、というふうにお尋ねをしたのですが、高付加価値を付けて、こうこうこうしていく、っていう話は分かりましたけれども、従来の品々だけなのか、それともそれにプラスアルファで何か今回新たにですね、付け加えるものがあるのかどうか、そこちょっともう一度お尋ねをします。

それから2点目の廃屋撤去に関しては、今町長からお話がありましたけれども、景観を大事にする、ということで、そうでないとA I観光商品としてやらないよ、という話ですけども、そうなったときに廃屋を更地にして、きちんと景観が保たれるようにしていく、ということで、それに使ってほしい、ということで話があった、ということで、それを充当するんだ、ということですけども、そういう点は分かりました。

あそこは廃屋を更地にして、なった場合に、今まで志津のことに关しては、志津会館についても、それからトイレの問題についても、ずいぶんいろいろ話をしてきましたけれども、その件に関しては、そうしますと、廃屋撤去だけでそれに一步プラスして、先ほど荒木議員からもありましたけれども、今後の観光地としてのトイレの設置とかですね、そういうことについては、話しが進んでいるのか、まだそこまでいっていないのか、ですね。この前志津地区の皆さんにいろいろどういうふうにやったらいいのか、今、話し合ってもらっている、という話はありませんでしたが、その後の展開で、進捗があるのかどうか。そこ、2点目についてお尋ねをします。

○古澤議長 1点目は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 特産品の新商品というふうなことでありますが、今現在扱っているものの他というふうなことになりますけども、新たに出てきたものにつきましては、月山和牛というのがありますので、月山和牛もラインナップに加えていきたいと思っております。

○古澤議長 跡地関係におきましては、菅野町長。

○菅野町長 志津温泉地区内の廃屋の跡地利用について、ご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず高付加価値の観光の補助金をいただくにあたっては、跡地利用が前提になっております。ただ何をするか、というところまでは、国のほうでは把握しない、出さなくて良かったんですけども、ただ跡地利用するか否かということは、するというものに関してだけ補助金出るので、出ますので、跡地を利用するというところで、国のほうと話しております。

ただ現地のほうではトイレだけでいいのか、それとも観光施設にするのか、またポンプ庫などどうするのか、そういった話し合いを、今続けていただいておりますので、町のほうも加わって議論を進めているところでございます。

○古澤議長 はい、3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤仁議員） 商品券の件で1つお聞きします、というよりも確認ですけど、一人頭1万5,000円ということなんですが、何かちょっと今まで聞いてよく理解できなかったのが、例えば65歳以上の方だけが、例えばね、うちの場合なんかを例にとりますと、うちの家内はまだ65になっていません。母親は当然なっています。そうした場合に、その家族の中で65歳以上の方がいるところだけ対象になるのか、何か家族、65歳以上の単身なのか、二人暮らしが65歳以上なのか、そこら辺がちょっと、今までの話し聞いているとちょっとできなかったもので、その確認をお願いします。

あと、今も出ました志津の廃屋の解体ですけども、国から半分だ。残り半分は町で出すわけにはいかないんで、そしたらふるさと納税で半分をいただけるので、町の負担はゼロで解体できる、ということの説明だと思うんですけども、ということは今690万、700万ぐらいの予算なわけですけども、このあそこの建物を解体するには、約1,400万ほどかかるんだ、と。いろいろな経費も諸々含めてでしょうけども、そういう理解でいいのか、確認です。お願いします。

○古澤議長 1点目、土田商工観光課長。2点続けてお願いします。

○土田商工観光課長 ただ今の佐藤仁議員のご質問にお答えいたします。

65歳以上というふうなことで、単身家族で一緒に住んでいる方、も関係なく、65歳以上の方につきまして1万5,000円を交付するということでもあります。その年齢の判断基準が11月1日というふうにさせていただきたいと思っております。

あと2点目でありますけども、解体費用ということでもありますけども、補助金のほうの計算もありますが、約1,200万プラスぐらいのところの解体費用というふうなことになってございます。

○古澤議長 他、ございませんか。

4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 今の物価高騰の高齢者の支援金ですけど、商品券ですけど、冬、今から石油が上がりましてですね、暖房が非常に心配なんです。それで、石油、商品券の中に石油も入っているという理解でよろしいですか。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 佐藤光康議員の質問にお答えします。

高齢者世帯へのアンケートの調査の結果でも、暖房代とか、についても、金がかかっている、という結果も出ておりますので、その灯油代も出せるというふうにさせていただきます。

○古澤議長 他、ございませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第53号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、全て終了しました。

会議を閉じ、令和4年西川町議会第5回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

〔閉会時刻 午前10時26分〕

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員